岩手県東日本大震災津波復興委員会
第５回総合企画専門委員会

（開催日時）平成 23 年８月４日（木）９：30～12:00
（開催場所）エスポワールいわて大ホール

１　開　会
２　議事
（１）報告
ア　県民意見の聴取等の実施状況について
イ　専門委員会の開催状況について
（２）審議
ア　復興基本計画（案）について
イ　復興実施計画（案）について
ウ　その他
３　その他
４　閉会

委員
緒方武比古　齋藤徳美　谷藤邦基　豊島正幸　平山健一　南正昭
（委員７名中６名出席）

１　開会
○森復興局企画課計画課長　ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会の第５回総合企画専門委員会を開催させていただきたいと思います。
今日の出席状況でございますが、広田委員はご都合のため、ご欠席ということになってございますが、委員７名中６名のご出席いただいておりまして、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

２　議　事
（１）報　告
ア　県民意見の聴取等の実施状況について
イ　専門委員会の開催状況について
○森課長　専門委員会の進行は委員長にお願いすることになっておりますので、齋藤委員長よろしくお願いいたします。
○齋藤徳美委員長　皆さん、おはようございます。朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。
冒頭ですが、ちょっと私たまたま昨日夜に家に戻りましたら、宅急便が届いておりまして、山下文男さんというのは皆さん津波の研究家でご承知だと思います。三陸町で昭和の

津波に遭って、その後津波研究をして何十冊も本を書いて、大学の研究よりも津波については非常に見識が深いと。88 歳です。それで、今回は陸前高田の病院の４階に居てベッドごと持ち上げられて、カーテンレールにつかまって助かったという何とも数奇な運命といいますか、岩手の病院のほうに入っておりまして、ちょっと私も１カ月ばかり忙しくて見舞いに行けなかったのですが、新規の本ではありません、前に書いた「哀史三陸大津波」という本を今回の津波のことに関しての前書も立派につけて、きのう出版したというので、この情熱、思いというのは本当に我々が学ばなくてはいかんものだなということを痛感いたしました。資料等が山となって大事な物ですが、家は２階まで流されて、上に上げた資料の一部だけが残っているので、これは岩手大学にも記録としてぜひ保存してほしいと言われておりましたので、そういう対応をいずれはとりたいと思っています。

彼が冒頭に書いていたことは大事だと思いますので、「三陸海岸では徹底した津波対策がとられているから安心して観光にも出かけられる。そういう三陸海岸に生まれ変わるような対策を急がねばならない。少なくとも三陸海岸が津波の危険地帯であることを隠したり、あいまいにしたりして観光客を招致するようなことを繰り返してはならない。三陸津波の特徴は強烈なパワーによる大量死と遺体の海の藻くず化、そして体験の風化に伴う悲劇の繰り返しだと言われていた。今回こそその風化現象にはっきりとした歯止めをかけなければならない。４月 30 日、盛岡市遠山病院にて」というベッドの上で私もお会いしましたけれども、何かそういう執念でやっておられるということに非常に感銘をして、ゆうべ遅かったのですが、斜めに半分ぐらいまで読ませていただいたところであります。心して読みたいなという単なる委員長の思いでありますが、ご紹介をさせていただきました。恐れ入ります。

それでは、２番目の議事のほうに入ります。（１）の報告ですので、県民意見の聴取等の実施状況について、それから専門委員会の開催状況についてもあわせて事務局のほうからご説明いただきます。

○大平復興局企画課総括課長　それでは、資料１に基づきましてご説明いたします。県民意見の聴取等の実施状況についてでありますが、この委員会、専門委員会は６月４日に開かれまして２カ月空いているわけでございますが、その間にパブリックコメント、地域説明会、県議会等々がございました。そのほか女性との意見交換会あるいは大学生との意見交換会も実施中でございます。

パブリックコメントの実施状況でありますが、６月 21 日から７月 31 日の間行われておりまして、現在その詳細については取りまとめ中、内容についてはこのとおりでございますけれども、公表資料については取りまとめ中でございます。663 件いただいてございまして、そのうち反映されたものというのが 378 件、約 49.2％でございます。これについては、現在のところ 116 ページという膨大なものになってございますが、今月半ばにはパブリックコメントの実施状況ということで全部公表することとしてございます。その中で、先ほど申しましたＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆということにしてございます。一番多かったのが具体的な取組のところの 430 件でございます。そのうち反映されたものは先ほど申したとおりでございます。さらに、２番目の地域説明会でございますが、７月 13 日から７月 20 日まで、14 カ所で実施しております。そのうち沿岸地区が 10 カ所、内陸地区が４カ所でございます。出席者は合計で 781 名、出されました意見が 126 件でございます。出席者

が多かったのが野田村 215 名、陸前高田市 100 名、大槌町 90 名等となってございます。これらの中では、まちづくり計画、建築制限、漁船等の補助等々について意見が出されております。これらについてもパブリックコメント等と同様に扱ってございます。

次に、２ページでございますけれども、議会の特別委員会からの提言ということで、７月 29 日に知事に対して議会からの提言をいただいております。提言の基本的な視点はこちらに書いているとおりでございますが、参考資料２に概要版と全文を添付してございますので、ご覧いただければと思います。その中の基本的な視点というのは、未来に向けた創造的な復興モデル、安全・安心なまちづくりの再構築、あるいは生活再建、暮らしと仕事が再生の出発点、再生可能エネルギー、県民一人ひとりが復興の主体ということをいただいております。

４番の女性との意見交換会についてでございますが、７月 21 日に女性との意見交換会を行ってございます。復興委員会につきましては女性の方が２名ということで、審議会等では 30％以上の参画としてございますが、今回の場合は２名の参画という部分もございまして、女性との意見交換会を別に開催いたしました。この中の伊東様と及川様のお二人については復興委員会の委員でございます。その他の方からもご意見をいただきまして、これもパブリックコメントと同様に反映されておりますが、参加者からの意見ということで座長をお願いいたしました岩手大学の菅原先生から提言をいただいたものを全員の総意として、（３）ということであります、参加者からの提言ということで、女性の参画を 30％以上にする。ダイバーシティ、人の多様性の考え方を盛り込む等々について意見をいただいてございます。

さらに若者との意見交換会、３ページでありますが、いわて高等教育コンソーシアム、県内５大学で構成されますが、こちらのご協力をいただきまして、大学生との意見交換会を行っております。さらに、北里大学様にご協力いただきまして、相模原キャンパスにおきまして行っております。現段階では４大学でありますが、明日の盛岡大学を含め、合計５つの大学から意見をいただくこととしています。特に大学生の方からはボランティアの経験者の方が非常に多いということで、ボランティアの役割の明確化等々について議論いただいております。

あと個別でありますけれども、各部局が行っている意見交換会あるいは今回の委員会の専門委員、個別に委嘱しております委員の方々から意見もいただいております。こちらについては、参考資料 64 ページ以降に記載しております。

以上、簡単でありますが、ご報告といたします。

○齋藤徳美委員長　ありがとうございます。

○及川県土整備部県土整備企画室企画課長　県土整備企画室の及川と申します。津波防災技術専門委員会の検討状況についてご報告いたします。

７月４日に第４回を開催しておりますが、議題としては岩手県における海岸保全施設の整備目標の考え方について、２つ目がこの整備目標の考え方に基づく陸前高田市高田海岸、大船渡市越喜来海岸検証結果について、委員会からご意見をいただいたところです。

２ページ目ですけれども、岩手県における海岸保全施設の整備目標の考え方でございます。箱の１番目にありますけれども、今回の復興計画の基本計画（案）、第３章の復興に向けたまちづくりグランドデザインにおいて、津波対策の方向性については、海岸保全施設

の整備は過去に発生した最大の津波高さを目標とすることが望ましい。しかしながら、地形条件や費用等々の制約条件から必ずしも現実的でない場合がある。この場合の整備目標については、過去に発生した津波等を地域ごとに検証し、おおむね百数十年程度の頻度で起こり得る津波に対応できる高さとしております。

（２）、（３）には国の中央防災会議、国土交通省の検討委員会の考え方が載っておりますけれども、詳細については割愛させていただきます。

次に、この県の考え方の整理したものが３ページに書いてあります。まず、検討の対象とする津波の痕跡高を整理しております。ここに書いてありますように慶長三陸地震等々５つの地震による津波の痕跡高を整理しております。

２番目として、地域ごとに検討対象津波を検証しております。この際、シミュレーションによる再現計算水位及び宮城県沖連動地震津波の水位を比較し、既往最大津波と既往第２位の津波を選定しております。これの具体的な考え方を模式的にあらわしたのが４ページ目にございます、こちらについて簡単にご説明したいと思います。タイプＡでございます。まず、この一番下の図ですけれども、右側が津波の大きさが大きい、それから左側が小です。それから、タイプＣ、現在の計画高をH_0としております。それから、先ほど申しました既往最大津波、いわゆる痕跡高等々で見た現場の既往最大津波をタイプＡ、それから既往第２位の津波のH_1という形で設定をしております。

タイプＡでございますけれども、既往最大津波をあふれさせないために必要となる海岸保全施設のシミュレーションを試算しております、これをH_2とします。この高さで実現可能と判断され、地域との合意が得られればこれが整備目標となります。

タイプＢについては、今お話しした施設高H_2が現実でない場合で、既往第２位の津波をあふれさせないために必要となる海岸保全施設の施設高をH_1とし、これを基準に３つに分類しております。

タイプＣは、現施設計画高を整備目標とするものでH_0とするということでございます。

タイプＢの分類の考え方でございますけれども、先ほどのH_1の高さ、いわゆる既往第２位の高さから土地利用等の制約条件やまちづくりソフト対策などによる補完的効果などを検討し、かつ地域の合意が得られた場合の施設高として、いわゆるタイプＡ、H_2との間にタイプＢ－１として$H_{1.5}$、それからH_1は既往第２位の津波高ですけれども、それが実現困難な場合はタイプＣとの間にタイプＢ－３として$H_{0.5}$をそれぞれ整備目標としたものです。

なお、海岸保全施設の施設高とまちづくりソフト対策による効果などの組み合わせについては、今後市町村のまちづくり計画との整合性を図るとともに国等と最終調整を行いながら整備目標とする予定です。

一番最初に戻り、１ページ目に書いてある（５）の委員からの主な意見ですけれども、整備目標達成の時期を明示すべきだと。

目標を完全に達成するまでには期間を要すると思うけれども、その一定程度の安全度をいつまでにどの高さで確保するか住民に公表すれば生活設計ができるのではないか。

それから、４つ目ですけれども、対策手法の議論の際には、概算費用も明示すべきであると。

それから最後から２つ目ですけれども、岩手県だけではなくて宮城県等と調整を図って

検討すべきであると、調整を図るべきではないかという意見等々をいただいております。

今後の予定でございますけれども、高田海岸、越喜来海岸を現在検討しておりますけれども、そのほかに、重要地区の整備目標について津波防災技術専門委員会にお諮りし、年内に順次決定する方向です。

次回は第５回として８月９日に開催を予定をしております。

以上で報告を終わります。

○齋藤徳美委員長　どうぞ、追加。

○森計画課長　事務局でございます。恐れ入りますが、資料の訂正をお願いしたいと思います、資料１でございます。２ページをご覧いただきたいと思います。先ほど大平のほうからご説明申し上げましたけれども、岩手県議会災害対策特別委員会からの提言、平成 23 年７月 29 日に知事に提出されたとなってございますが、正確には７月 29 日に県議会特別委員会で決定されまして、知事への提出は８月１日ということになってございます。恐れ入りますが、訂正お願いいたします。

あと同じ資料の最後、３ページの最後でございますが、誤植がございます。６の東日本大震災津波復興委員会専門委員等との意見交換でございますが、掲載ページ 64 ページからとなっておりますが、65 ページ以降に記載させていただいておりますので、その点ご修正お願いいたします。

○齋藤徳美委員長　訂正事項お解りでしょうか。

津波防災専門委員会のほうには、うちのほうからも委員として平山先生出ておられますが、何か追加するようなものございますでしょうか。

○平山健一委員　津波の高さの推定は、ご説明いただいたとおりで非常にわかりづらいという面がございます。百数十年に１回の頻度で、このレベルで起きたものについては、人命も財産も守るハード整備をしたいということで、これは別の言い方をすれば明治 29 年並みのところが多いわけですが、明治 29 年は北が高くて南が低かったのですが、今回逆転しているというようなこともあって、地域と非常に結びつきがあるみたいなので、そこは地域と十分話し合ってくださいと。県が持っているさまざまなシミュレーションの結果、こういうものを提供して十分地域と話し合うということを進めていただくことになりました。それでちょっと時間を今とっていただいているところです。こういう進め方というのは、本来国土の安全というのは国がきちっと責任を持つべきものだとは思いますが、岩手の場合は率先して岩手県が自らこういう方向で行こうということを定めたというのは非常に先進的な試みであると思っております。

○齋藤徳美委員長　多分どの高さもハードということは非常に難しい問題で、一律には決めかねるので、ハードで全部カバーできればそれにこしたことはない。目指すが、それは全部は無理であるので、地域的ないろんな協議の中でという、そういう柔軟な姿勢で対策を進めるという、より現実的といいますか、そういう選択をされるということになったことだと思います。ただ、H_2 から$H_{1.5}$、$H_{0.5}$ という話になると、きちっと説明しないとなかなか理解しにくいところがあると思いますが、本委員会の先生方よろしいでしょうか。

豊島先生。

○豊島正幸委員　このシミュレーション、大変貴重な結果ではありますが、震源地の設定というのはどんな形で行われているのですか、例えば先ほどご発言があったように北側に

設定した場合、南側に設定した場合、それによって湾の形状の影響も大きく違ってくると思います。

○齋藤徳美委員長　県土整備部のほうでその辺の疑問、これはそういうことも踏まえての話だと思いますので。

どうぞ。

○平山健一委員　シミュレーションの前提条件は非常に大きな陸地等の復興に反映されますけれども、そのあたりは過去の事例、それから委員がそういう分野の皆さん専門家でいらっしゃいますから湾の形状､それから波の分岐断層の方向というようなものを勘案して、満遍ないシミュレーションを行っているというふうに私は理解しておりました。

○齋藤徳美委員長　多分震源の位置を全部ありとあらゆる場所を想定して最大波高どうなる、でもこれは恐らく湾の形のみならず、どう波が干渉するかとか、いろんな複雑な現象で、完全な再現は無理だろうと言われていると思います。今回の津波でも必ずしも北が小さかったわけでもないし、湾の形で、特徴ある湾でなくても干渉し合っているところがあるあたりはかなり大きな波が来たとかいろんな現象があるところで、結局はこれまで起きた大きな津波というもの、各震源があちこちにありますし、いろんなところで起きたその津波の最大というものを考えながらどこまでいけるかという、そういう判断をされたというふうに思いますので、多分震源一つ一つどこだというシミュレーションで全部の想定というのはちょっと困難なことだと思います。ということではないでしょうか。ご理解いただけますでしょうか。

緒方先生。

○緒方武比古委員　独自に基準を定めて対策を講じようとするご説明、すばらしいと思いました。

お伺いしたいのは、高さの話とは別に強度の話ですけれども、こちらの議論もされていたら教えてください。

○齋藤徳美委員長　強度の問題についての議論いかがですか、事務局のほうでご説明ありますか。

○及川課長　技術的な、専門的なご質問にはお答えしかねますけれども、今国では簡単に津波で破壊されないように粘り強い防潮堤というような考え方も出ておりますので、そういったものが具体的な設計のときに反映されてくるものと思っております。

○齋藤徳美委員長　平山先生。

○平山健一委員　調べております。今回の防潮堤の倒れ方、前に倒れたとか、越流してから倒れたとか、後ろに倒れた。そういうことによって強度の問題も残っている構造物、コンクリートでできたものを逆算して強度を求めるというようなこと、外力を求めるというようなことをやっておりますし、防潮堤についても裏にコンクリートを張るか張らないかということで大分壊れ方が違うというようなことも見つかっておりますし、今後はそういうようなことを踏まえた設計というか、もう少し強靭な防潮堤を造っていく方向に設計基準が改まっていくのだというふうに考えております。

○齋藤徳美委員長　いろんな形で破壊の形態が出て、本体の問題から、あるいは足元の地盤の問題から、押し引きの強さの問題から、これは恐らくそういう検討結果を踏まえて、高さだけではなく倒壊しにくいものというのが当然これから造られていくと、そういう議

論もされたというふうに伺っております。
　ほかにいかがでしょうか。
○齋藤徳美委員長　よろしければ（２）番の審議のほうに進ませていただきます。

（２）審　議
　ア　復興基本計画（案）について
　イ　復興実施計画（案）について
　ウ　その他

○齋藤徳美委員長　アが復興基本計画（案）ということで、これ先ほど事務局から説明をいただきましたようにパブコメあるいは各いろんな立場の方々からのご意見をちょうだいして修正を部分的にかけていただいたものと思いますので、その中身について事務局からご説明お願いいたします。
○大平総括課長　ただいま委員長からお話しがありましたとおり、各界各層あるいはパブコメ等でいただいた意見のうち反映できるもの､反対側の様々な考え方がございますので、すべて反映するということはございませんが、なるべく反映に努めたということでございます。資料３－１から３－２、３－３でございます。そのうち資料３－１が基本計画でありますが、資料３－２が主な修正点でございます。資料３－３が修正箇所の部分でございます。さらに参考資料は基本計画の参考資料でございます。
　私からは基本計画の変わった部分について主にご説明いたします。３－１をご覧いただきたいと思います。３－１の表紙でありますけれども、「ふるさとを守り」というところの副題のところでありますが、前は「ふるさと岩手・三陸の創造に向けて」でございましたが、今回は目指す姿そのものとして「創造」というところで切ってございます。
　次に、開いていただきまして目次であります。構成は変わってございませんが、表題が変わっておりますが､第４章の２の主な取組内容の下から２つ目､「なりわい」の再生の２、商工業となっております。前回までは経済産業となってございましたが、経済産業の概念が広いということ、水産業、農林業とのバランスから商工業といたしたものであります。
　第６章のタイトルが復興の進め方、連携等となっておりましたが、中身が変わっておりますので、中身については後でご説明いたします。タイトルも変えたものであります。
　２ページであります。序章の部分で、計画の役割の（４）の国に対して、必要な復興事業の推進や支援を要請する計画であるというところを、「要請」から「提案・要望する」というふうに具体的な提案等を行ってございますので、この文言を修正しております。
　３ページの４、計画の期間でありますけれども、「この計画は」の以下に、「本県における迅速な復興の推進とともに」を追加しております。前回はその後の続きの総合計画との関係だけでありましたけれども、10 年計画というところもありますが、なるべく早くという意味も込めまして、迅速な復興の推進という文言を追加いたしております。
　次に、５ページであります。被災状況につきまして、１の地震及び津波の概要のところの５行目に藤沢町というのを追加しております。あと表の１の上のところに平泉町というのも追加してございます。これはデータの修正であります。
　次に、表１につきましては、久慈港を追加してございます。県北地域に津波がなかったという間違った印象を与えるのではないかということで、データについては宮古、釜石、

大船渡とは違うデータになりますが、参考値として記載したものであります。それに基づきまして、出典以下の脚注についても修正しております。

次、6ページ以下は時点修正を主に行っております。7月25日現在での被害の状況ということで表や本文、例えば家屋被害等についても修正してございます。

７ページの（２）の家屋被害のところでありますけれども、7月25日現在の応急仮設住宅の完成状況等を記載しております。以下時点修正など表の修正を行っておりますが、省略いたします。

次に、13ページに飛んでいただきまして、津波対策の方向性の海岸保全施設、ア、海岸保全施設の整備のところでありますけれども、４行目「この場合以下」の文言について若干表現を修正しております。百数十年程度の頻度で起こり得るというところと、主語として整備目標というので主語を明確にし、百数十年程度の頻度という言葉で文言を整理しております。

次に、以下幾つか細かいところがございますが、省略いたします。

次に、22ページまで飛んでいただきまして、22ページは先ほど申しました商工業に修正しておりますし、23ページのところでは、この中で23ページ、後からまたご説明いたしますが、この表の中では「安全」の確保の中の上から２つ目、放射線量の測定など監視体制の充実強化及び安全対策の強化を追加しております。

そのほか「暮らし」の再建では、２つの項目が追加しております、学校施設の復旧、児童生徒の心ということで、教育分野から２つ追加しております。

24ページでありますが、ただいま申しましたところの緊急的な取組のポツ５つ目でありますけれども、原子力発電事故に伴う放射線量の測定などの項を追加しております。これは、６月の基本計画の第１次案を策定した段階よりも原発事故に伴う放射線、放射性物質などの被害が拡大していること、さらには風評被害が拡大していること、安全に対する不安が広まっていることなどから、緊急的な取組といたしまして、原子力の文言を追加したものであります。後で申し上げます実施計画等についてもこれらが追加されております。これらに伴いまして、「なりわい」、「暮らし」の部分でも放射線事故について触れております。これについては、逐次ご説明いたします。さらに、短期的な取組のところの下から３つ目の項目でありますけれども、まちづくりと一体となった道路を追加しました。ＪＲ及び三陸鉄道だけでありましたが、これに道路を追加しております。

次に、25ページの中期的な取組の一番最後の３つ目の項目でありますけれども、再生可能エネルギーにつきましては文言というか、項目を若干修正しています。本県に豊富に賦存するという項目を追加し、さらに前回までは再生可能エネルギーを活用し、非常時においても一定のエネルギーが賄えるという書き方をしておりましたが、「再生可能エネルギーを最大限活用するとともに」ということで項目を追加し、「それらのエネルギーにより、防災拠点や住宅、事業所等が」という文言を追加しております。したがいまして、再生可能エネルギーの最大活用と、あとはそれを非常時においても活用するというような言葉として、項目的には追加されているということになります。

次に、28ページであります。28ページの短期的な取組の２つ目でありますけれども、復興道路のところの重点整備するものといたしまして、括弧として三陸縦貫自動車道のほかに三陸北縦貫道路、八戸久慈自動車道というものを追加して、縦軸というのを縦貫軸に

修正し、さらに横断道のところの釜石秋田線の次に、宮古盛岡横断道路というものを追加しております。固有名詞を追加しております。これについては、また実施計画でも具体的に出てまいります。

次に、30ページであります。生活雇用の基本的な考え方のところをごらんいただきたいと思います。黒四角の基本的な考え方のところで、雇用の創出のところに産業振興を図り、安定的な雇用の場を創出するとしておりましたが、そこに女性・高齢者・障がい者・若者を含めということで、特に女性との意見交換会では、水産加工場や商店が津波被害で雇用がなくなっているという、女性のひとり親の問題等があるということなども意見いただきましたので、これら女性のほかに高齢者、障がい者、若者ということの文言を追加したものであります。

次に、33ページであります。保健・医療・福祉分野でありますけれども、前回までは保健医療・福祉でありましたが、それぞれの項目を分離いたしまして、保健・医療・福祉ということで、保健と医療を分けた表現にしております。以下、同じ表現が出てくるところはすべて修正してございます。それのうち概要と書いたところで、網かけがかかったところでありますが、被災した病院や診療所等ということで例示を追加しております。「等」の医療提供施設及び高齢者、障がい児、以下保健所等までも、これも例示を追加したものであります。

次に、34 ページも同様であります。34 ページの緊急的な取組のところの一番上のポツも同じであります。中期的な取組の３つ目のポツでありますけれども、高齢者等の要援護者ということで、高齢者が地域で安心して生活できる保健・医療の地域包括ケアシステムとなってございますが、高齢者等の要援護者がの「等の要援護者」を追加し、「保健･医療・福祉の連携による」も追加してございます。

次に、35ページであります。主なところだけご紹介いたします。中期的な取組のところで、地域のボランティア等というところの前に行政や公的団体等の取組に加え、地域のボランティア等、多様な主体の参画による地域ぐるみでの健康づくり、栄養、口腔ケアの活動推進ということで、追加した部分は地域のボランティアの前に行政や公的団体等の取組に加えということで、地域ボランティアだけが多様な主体を担うのではないという意見をいただきましたので、主体的に行うのは行政や公的団体であるけれども、それに加えてということと、あとは栄養、口腔ケア活動ということで、口腔ケア活動が短期的な取組だけではなく、命を守るという肺炎などについても非常に有効だという意見もございましたので、口腔ケア活動を追加しております。さらに、ポツの最後でありますけれども、ひとり親の項目を追加しております。これは先ほどの女性の方から意見いただいたものに対応しているものであります。

次に、37ページであります。緊急的な取組の最後のポツでありますけれども、文言修正で、前は津波震災孤児と言っておりましたが、震災津波により親を失った児童・生徒ということで、いわての学び希望基金の内容について詳しく触れたものであります。わかりやすくしたものであります。さらに、復興への歩みの中で、矢印の３番目のところで学校施設の復旧整備と通学手段の確保と防災機能を強化した学校施設整備の推進という項目を追加しております。

次に、38ページであります。文言等を修正したものと芸術文化から文化芸術に変わった

ものとございます。その中で、追加項目が短期的な取組は、文化芸術の鑑賞機会や交流の場の提供による被災者等の支援と、地域における文化芸術活動への支援を追加しております。さらに、埋蔵文化財の調査のところで、開発事業との調整というのを文言追加しております。

39 ページであります。基本的な考え方の一番最後、「また、県は」というところで、被災地域等の住民、ＮＰＯ、企業など「新しい公共」の担い手のところは文言を整理したものであります。わかりやすく、「新しい公共」の前に文言を整理しております。

次に、40 ページであります。短期的な取組で、「新しい公共の担い手」という項目がポツの２つ目と３つ目に地域づくり活動の支援がありますが、これは中期的な取組から短期的な取組に整理したものであります。

以下 45 ページお開きいただきたいと思います。産地魚市場を核とした、というところの緊急的な取組の、最後のポツでありますけれども、放射性物質に係る安全対策と風評被害を払拭するための取組の推進ということで、これは項目の追加であります。これが「なりわい」のところで幾つかの項目で出てまいります。同じ表現が 48 ページの緊急的な取組、農業の部分の緊急的な部分の取組の最後にも出ております。

さらに、50 ページの商工業の緊急的な取組の４つ目のところも同様であります。商工業の部分の上に戻っていただきまして、基本的な考え方のところで、「また」以下、「また、沿岸地域と内陸地域との連携」というところの１段落は追加であります、「科学技術や学術研究等により地域経済の活性化を促進する」までが追加でございます。

次に、52 ページでありますけれども、52 ページもものづくり産業の新生のところの緊急的な取組の２つ目は、先ほど申した放射性物質と同じでございます。

次に、中期的な取組の３つ目でありますけれども、３つ目の項目、「産学官連携による産業人材の育成や」の次に「国際リニアコライダー（ＩＬＣ）の誘致など」を追加しております。これは、国の復興構想会議に岩手から提言している項目、国際リニアコライダーなどを核とした素粒子物理の施設、国際的研究拠点などを挙げておりますので、これらを中期的な取組として考えたものであります。

次に、55 ページでありますけれども、これも観光の緊急的な取組の項目の３つ目の放射性物質、先ほどと同様であります。

さらに、56 ページ以下、防災のまちづくり等からの取組項目一覧でも追加項目がございますが、今回は先ほど申しましたところが主な項目でありますので、詳細については省略させていただきます。

次に、三陸創造プロジェクト、69 ページになります。これらについては、三陸創造プロジェクトということで、明るい地域をつくるというか、新しい地域をつくるということで三陸創造プロジェクトを考えておるわけでありますけれども、これらについて項目、内容について詳細に追加しておりますが、まず基本的な考え方として、三陸創造プロジェクトの特徴ということでわかりやすくこの四角書きのところを整理したものであります。

さらに、70 ページ以下でありますけれども、基本的には１分野１プロジェクト１ページということで、目的、展開の方法、イメージ図ということで、少し詳しく書いたところであります。国際研究交流拠点形成プロジェクトということで、国際的な研究機関を誘致する。それに伴って産業集積を図るというものであります。

次に、71ページは環境共生・エネルギー分野としておりましたので、それに加えて「再生可能」という言葉を入れまして、環境共生・再生可能エネルギー分野では、さんりくエコタウン形成プロジェクトということで、イメージ図でのとおりでありますけれども、太陽光発電、洋上風力、地中熱、太陽熱等々の再生可能エネルギーなどのプロジェクトを進めるということであります。

次に、72ページが防災拠点、防災の伝承のまちづくりのプロジェクトということで、防災文化の醸成と継承ということで津波資料館、メモリアル公園などなどについてのプロジェクトを進めることとしております。

次の 73 ページがさんりく産業振興プロジェクトでありまして、新しい産業をつくるということでコバルト合金やナノカーボン、さらに海の資源、あるいは農業等々についてのイメージ図を74ページに掲げたものであります。

さらに、75ページが新たな交流による地域づくりということで、新たな交流の中で、世界各地からいろいろなつながりが広がっておりますので、それを交流人口の拡大につなげる。さらには平泉の文化遺産の世界遺産登録あるいは新しい復興国立公園構想等々について、それを契機にいたしまして交流人口の拡大を図るというプロジェクトであります。

次に、76ページであります。第６章、復興の進め方といたしまして整理したものでありますが、その中で変わった部分は、76ページの２の県民、関係団体等々多様な主体との連携の一番最後のところの段落で、「また、被災に伴い」ということで、社会的に弱い人たちを組み込んでいくという社会的包摂（ソーシャル･インクルージョン）、これらは96ページにその用語解説を掲げております。ソーシャル･インクルージョンという、あらゆる世代、性別の方が地域の活動に参加しやすい環境を整え、お互いに支え合う地域社会を築き上げるという考え方、社会的包摂という考え方でもって取り組みを図るということを追加したものであります。

次に、78ページであります。６、復興財源の確保という項目を追加しております。これは、復興のために国に対して補助率の引き上げや補助対象の拡大などを国に要請することなどのほか､復興の一括交付金など自由度の高い仕組みを創設必要であるということから、これは国に要請していくという項目であります。さらに、県独自の努力目標といたしまして、現在いわて森林づくり県民税及び産業廃棄物税等を実施しておりますけれども、これらの税収についても制度の趣旨に基づく範囲で復興のために活用していくということで、県の自主的な財源確保の取組についても記載したものであります。

以下附属資料等でも修正ございますが、文言の読み上げは省略いたします。

先ほど申しましたように、特に用語集というのを 94 ページ以下、用語説明ということで、パブリックコメントでも横文字が多くてわかりにくいという言葉もありましたので、この中で、例えば「新しい公共」以下サプライチェーンとか、横文字も含めて解説したものであります。先ほどの社会的包摂では96ページ、そのほかスマートコミュニティ関係、96ページ以下等々でございます。

以上、簡単でありますけれども、復興基本計画の修正箇所を中心にご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○齋藤徳美委員長　ありがとうございます。私どもが考えていた中身のほかに女性の立場とか、いろんな部分の観点からのご意見を取り入れて、書き直しをしていただいたという

ことです。特に放射能関係については、この策定段階ではまだ広がりが十分掌握されていないところですが、これはこれで復興計画に盛り込むことのほかに県として、恐らくはこの計画と同等に近いようないろんな対策を迫られることかなというふうに思います。とりあえず復興計画の関係の中で放射能への対応も組み込んでという、そういうあたりが従来と大きく変わった点かと思います。

どうしましょうか、広田委員欠席で、意見書を出していただいておりましたので、ご紹介いただけますか。

○大平総括課長　広田委員ご欠席でありますが、別紙ということで広田委員からの意見をいただいております。この中で、実施計画について述べているところもありますけれども、全体についてご紹介いたします。

１番目の（１）の項目が放射線汚染の問題、モニタリングや除染をしっかりやる必要があるということで、どこがどれだけ汚染されているのか、早急に明らかにすべき、あるいは情報を開示する、除染を早急に実施するということで、県内外の信用を高め、県産品への信頼を獲得するということであります。

（２）は、商工業観光者に対する支援が水産より薄いというふうに感じるということで、地元を回ってきて、仮設店舗や工場、作業上の立ち上げなどがなかなか進んでいないというようなことからこのようなご意見をいただいたものであります。さらに、２つ目の段落、これにも関連するような項目で、広田委員からは、将来が津波浸水区域であっても仮の商店などは後で撤去するということがご理解をいただいた上では立地を認めてもいいのではないかと。早急に商店とかそういう事業場が再開しなければ、どんどん、どんどん人口が減るということで、早期の立ち上げにはこのような考え方が必要ではないかということをいただいております。

（３）でありますけれども、行政手続がなかなか平時の扱いになっているということで、地域住民、市町村からの不満が大きいということで、当然国に対する要望のお話しはご説明いたしましたが、県の中でもできるものがあるのではないかということで、総合特区、復興特区という国の特区制度ではなく、岩手の中での特区ということです。岩手版特区というのは、県内でそういう手続の簡略化などなどが県庁の中としてできる項目があるのではないかということでございます。

さらに、実施計画のことで書いてありますけれども、実施計画の中で先行的に、モデル的に集中投資し、その成果をほかの地域に見せるということが、それらがほかの地域に刺激になるということで、復興の動きをできるだけ具体的に見せていくことが重要であるというご意見を直接ヒアリング、広田委員からお伺いし、その後広田委員から提出いただいたものであります。

○齋藤徳美委員長　この中身について、県として、この計画の中と、それから実行計画がつくられる代物の中に一応盛り込んだ部分は盛り込んであるということでしょうか。

○大平総括課長　これをいただいたのがおととい、８月１日の月曜日でありまして、本文の中でこれについて修正をしたものはございません。ただ、１番の放射性物質、放射線汚染については、県の本部などなどでこれから検討していく項目としております。

あと２のまちづくりの計画あるいは商工業の取組の中でご意見として受けとめております。

３番目につきましては、ご指摘の点もっともでありますので、岩手県内での特区的な考え方ですね、手続の簡略化などについてはご指摘の点も踏まえて、これから早急に検討してまいりたいと思っております。

実施計画のモデルというのは、これから実施計画の中の事業構築の中で参考にさせていただきたいと思っております。

○齋藤徳美委員長　一部既に反映してあるところもありますし、これから実施段階でいろいろ県のほうがやり方として取り入れてという、そういう対応をしていただける中身もありそうです。委員の皆さん方から変更点を中心に基本計画についてご意見あるいはご質問お願いしたいと思います。

豊島委員さん、どうぞ。

○豊島正幸委員　三陸創造プロジェクトについてお尋ねいたします。

より具体的になってきたと思います。その中では、設置場所、設置地域がもう具体化しているものもあれば、まだ具体化していないところもあり、様々だと思いますが、例えば71ページ、さんりくエコタウン形成プロジェクトというこの取組については、県のほうでこういう方向でまちづくりを進めるなら補助しますよ、手を挙げてくださいというスタンスなのでしょうか。それとも、県としてはこういうところに重点的にエコタウン的な仕組み、これを盛り込むというお考えでしょうか。スタンスについてお尋ねいたします。

○齋藤徳美委員長　その辺はいかがでしょうか。

お願いします。

○伊勢環境生活部環境生活企画室企画課長　環境生活部の伊勢と申します。どうぞよろしくお願いします。

このさんりくエコタウン形成プロジェクトにつきましては、核となりますのは１つ目のポツの再生可能エネルギー導入の事業を中心として展開してまいりたいと考えておりますけれども、その他バイオマスの利用だとか、あるいは関連産業への波及などといったものも様々部局横断的に重層的なプロジェクトとして検討しているものでございます。ですので、これは基本的には被災地域を対象に考えているというものではございますけれども、それぞれこれを構成する事業がモザイク的にその地域に設定されて、そして全体としてエコタウン的な状態になるということを目指すというふうに考えておりまして、どこか特定の地点にモデルタウンをつくるということもあるのかもしれませんけれども、今の段階でそこまで定めているものではございません。

○齋藤徳美委員長　いかがでしょうか。

○豊島正幸委員　その方向性、それは賛成です。ここの文言にもありますように、自立分散型のエネルギー供給体制を構築すると、さらにそれを防災拠点施設、公共施設などにも配置するというような方向で、全体として三陸沿岸がこういう姿になっていけばいいなと思います。

○齋藤徳美委員長　どこかモデル的に、特に新しいまちづくりを始めるというようなところに県として集中的にフォローする、支援をするというような場合も、あるいはあり得ると考えていいでしょうか、どうなのでしょうか。

○伊勢企画課長　これらの構成事業がまだ具体的にそろっておりませんので、そこまで踏み込んで今申し上げる状態にはなっていません。

○齋藤徳美委員長　わかりました。

はい、谷藤委員さん。

○谷藤邦基委員　ちょっと関連するのですけれども、三陸創造プロジェクト、６月の段階よりは内容が厚くなってきたかなと思うのですが、これをどうやって具体化していくかというその手順についてちょっとご説明いただきたいと思うのです。というのは、第４章の内容については、復興実施計画ということで具体の事業が出てきているわけですが、三陸創造プロジェクトについてはどういう手順で具体化されていくのかというのはちょっとよく見えないところがあります。その辺をちょっとご説明いただきたいと思います。

○齋藤徳美委員長　お願いします。

○大平総括課長　三陸創造プロジェクトの個々のプロジェクト、それぞれ進度がばらばらでございまして、今申し上げたさんりくエコタウンの中でも、例えば民間企業など、あるいは国の補助制度などでもうすぐに始まりそうな動きが出ているのもございます。

一方で、まだまだこれから考えなければいけないというものもまちづくりあるいは新たな交流などなどについては、今検討を始めた部分のもございます。

あと例えば国際研究交流拠点などについては、既に国のほうに要望しており、実施計画の中でも一部線を引いて項目を起こしておるというようなものもございます。ということで、全体的にそれぞれ、例えばプロジェクトチームをつくって具体的に検討するというふうなスキームにはなってございません。それぞれ個々のプロジェクトに応じてやっていくと。ただ、進行管理などのやり方については、これから復興局と政策地域部が連携しながら十分検討してまいりたいと思っております。その中で、各部の今申しましたように環境生活部などが中心になって行うものなどなど様々な進度でありますので、これらについては遅れることなく、全体的にきちっと進めるような仕組みを考えていきたいと思っております。

○齋藤徳美委員長　いかがでしょうか。

○谷藤邦基委員　わかりました。直ちに具体化するものもあれば、これからさらに構想を膨らませていくものもあるのだと思います。ですから、その辺の進行管理というものをどこかが一元的にきちんとやれる、その体制づくりをお願いしたいと思います。

○齋藤徳美委員長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

平山先生。

○平山健一委員　広田先生のご意見、いろんな切実な思いを述べられたと思いますが、これはやはり復興のスピードが遅いという一般的な県民の声に対する何か意見というふうにも思います。ですから、県の特区を設けるということは、現在はもう非常時で、通常のやり方ではないのだということをもう少し強く我々県民も行政も感じるべきだというふうに私は思いますですね。本当にいい意見だと思いますし、私自身いろいろな業務の発注においても、今までは一番安いところに落とすという例規の中で、そういう対象にしてやってきたわけですが、やはりこの機会は非常時だとすれば、やはり地元にお金を落とすと、地元の中で回すということを考えれば地元優先発注というのもあり得るのだと思うのです。そこまで踏み込んでほしいと思います。

行政は余り貸し工場とか貸し店舗はやらないのでしょうけれども、この場合は、地元は

もうすっからかんで何もないのですから、やはり三セクみたいなところでそういうものを準備して、それを地元に貸し与えるとか、管理運営を任せるとか、そこまで踏み込んでほしいなと。広田先生の意見に加えて、こういう具体的なこともお考えいただければというふうに思います。

○齋藤徳美委員長　ありがとうございます。実施計画のところでそれなりに踏み込んだものがあるいは出てくるのかもしれませんが、いろんなところで意見を聞くと非常時で被災者や県民全体にプラスになることはもう乗り越えて早急にやっていただく、ベストの答案をつくるよりは今できることを、法律違反になっては大変でしょうけれども、乗り越えてやっていただくという、その時期なのだという、そういう声は非常に強く私も感じております。それが県の特区となるとか、いろんな呼び方もあるのでしょうが、できること、いいことはやってみろというぐらいのものが多分今まさに要求されていることなのかなと。大分フラストレーションたまっておられるというふうに感じております。そこは実施計画のほうでまたご説明いただくことになろうと思いますので、次のポイントでも出てくると思います。

南委員、何か。

○南正昭委員　次のところで。

○齋藤徳美委員長　次でいいですか。いかがですか。

あとさっきちょっと申し上げた放射能の問題、これはどこまで拡散するのか、結構今まで思っていて、下手をすると総合計画の各項目のところにすべてその対応をどうするのかというものが全部かぶさってくるという心配を抱いています。当然県として見るとここに触れている事柄とは別にその対応についてきちっと何をどうするということは検討されていくのですね。状況どうなっているか、わかるところがあればお願いしたいと思いますが。

○大平総括課長　先ほど申しましたように、県では別に原発性放射線影響対策の基本方針というのをつくってございます。これらは基本的な方針でありまして、それらの具体的な内容については、それらの現在の広がり方から影響度を見極めながら随時対応していくものというふうに考えております。その中で、基本的な考え方は測定の問題、迅速、的確な情報公表あるいは適切な対策の実施ということと市町村との連携という４つの項目になってございます。これらについて現状などを見極めながら適切に、この基本計画とは別に、実施計画とは別に行われる体制になってございます。

○齋藤徳美委員長　本来 100％安全な技術は何もないわけで、災害に関してもガイドラインなりいろんなものがつくられて、いざこういうときに何をするかというのが本当はベースだと。今になって、県のほうでもそういう対応を迫られるということ自体大変なことだと思います。これは国レベルでそういう対応を十分やっておけばこういう後手に回ることはなかったのだという意見も広く言われておりますし、私もそうだという気がしますが、岩手県の中でいえば復興計画の中に非常に密接に絡んでこの対応といったものを進めていかざるを得ない状況に現実になっていますので、その辺復興の事業がどう分離できるのか、どうかかわっていくのかという難しい問題が出てくるかもしれませんけれども、そちらのほうもよろしくお願いしたいなというふうに思うところであります。

計画の変更点等について何かご意見ございませんでしょうか。

はい、豊島先生。

○豊島正幸委員　76ページ、改めて読んで少し文脈的にしっくりこない点があります。76ページの１番目の（２）内陸市町村との連携という項目の第２段落、「こうした中」の部分です。「こうした中、内陸地域の市町村においても、直接的な被害や社会経済的な影響が及んでいることから」、その次に続く言葉というのは、及んでいるから内陸市町村の被害にも手当てをするのだというのがこの文脈だと思うのですけれども、文面の表現では、及んでいることから内陸と沿岸、一体的にやっていくのだという部分につながっているところがしっくりきませんでした。単なる文章表現でもないと思いますので、指摘させていただきます。

２点目ですけれども、内陸地域の市町村においてもいろんな影響が及んでいることから、手当てをするのだという意味合いが込められているのかいないのかというところです。まず、そこを確認させていただきたいと思います。

○齋藤徳美委員長　お願いします。

○大平総括課長　項目がここでいいのかは別にいたしまして、気持ちは今回は全県を対象とした計画になっておりまして、被害も内陸の部分について特別にというか、記載してございますので、内陸においても十分な措置を行うという気持ちはございます。この項目は、市町村との連携、特に内陸市町村との連携でありますので、ここに書くのが適切かどうかは別にいたしまして、気持ちはそうですし、あと先生おっしゃるようにちょっと文章のつながりがおかしいというご指摘も十分わかりますので、ちょっと検討させていただきたいと思います。

○豊島正幸委員　そうしたならば、この表現というのは市町村間の、例えばペアリングとか、それを県がコーディネートするとか、そんな意味合いの文章にするといいのかなと思いました。

○齋藤徳美委員長　沿岸被災市町村は当然だし、内陸も、それはシンプルに言えば被害を受けているのだし、連携して対応しますよと。ただ、ここにそのほかに内陸と沿岸県民一体ということが重複、重なって入っているので、ちょっとどっちの趣旨だということが何かちょっとあいまいに見えるのかもしれません。両方の意味合いがあるという答えですけれども、ちょっとそれは文言もし検討できるのであればそういうご意見もあったということで、ちょっと見直ししてみてください。

どうぞ、緒方先生。

○緒方武比古委員　私は途中からということで、理解していない部分もあるのですけれども、各項目に復興への歩みという図がついていますが、これはその上にある緊急的な取組、短期的な取組の項目を時系列に並べて、どのようなプロセスでいくのだという図だと理解してよろしいでしょうか。そのように見ると、例えば43ページの緊急的な取組の中に、水産のところですけれども、上から２段目の秋サケ、ワカメに関することが下の図にはないとか、次の45ページのところで、短期的な取組の第１項目の部分が図の中では中期的な取組のところから始まっているようにも見えるとか、何かその辺の整合性がないようにも見えるのですが、この点はどのように考えたらいいのかを教えていただければと思います。

もう一点、多分加えられるのだと思いますけれども、緊急課題のところで放射能の話が出ていますけれども、それがこの中には入ってないので、いかがでしょうか。

○大平総括課長　この歩みの矢印はすべて記載しているものではないというのがまず一つ

であります。

あとは先ほどの 45 ページのところは短期的な取組のところでスタートしていて、ただ非常にわかりにくいので、これらは整理いたします。放射性物質については、先ほど申しましたようにすべてについてこれ書いているということではありません。あとは、特に放射性物質の関係については、どの段階で収束するかという見きわめも難しいというのもあります。実施計画で、また別途ご説明いたしたいと思います。基本的には緊急から短期の部分で放射性物質については行うということで、23 ページのところで安全の確保のところで申し上げたとおりであります。

○齋藤徳美委員長　という回答でいいでしょうか。多分これは後から絵をかくときに何を選択したという基準はあるのでしょうが、全部の項目書いたらともかく、ただ同じものを箇条書きからポンチ絵の中に突っ込んだということなので、主なところを入れたということだと理解していました。ただ、時期がずれているのはそこは検討していただければと思います。

放射線の問題は、これはまだこういう、いつの時期の取組ということの全貌がちょっと見えない形で、できれば８年のうちにどうこうという時限ではなかなか位置づけられないということなのかなという気もしましたが。

○緒方武比古委員　そうしますと、復興への歩みという流れといのは主要な項目をプロセスを見せていると、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○大平総括課長　はい、そのとおりであります。

○齋藤徳美委員長　何が重要で、こちらがのっかっているべきということはいろいろご意見があるのだと思います。忘れてはじいたわけでも、意図して落としたわけでもなくという、きちっと入っているということはそのとおりだというふうにご理解いただければいいと思います。

45 ページはちょっと見ていただいてよろしいでしょうか。

○大平総括課長　はい。

○齋藤徳美委員長　わかりました。よろしいでしょうか。かなり精査をしていただいてご指摘いただいたところで手直しいただきましたが、幸いと言っていいのか、いろんな方々のご意見の中で女性参画とか、放射能問題とかいろいろ追加がありましたが、根本的に大幅に直さなければならないという形でのご意見はほとんどなかったと、構成としてはこれで我々が考えた案のところで進めていけるということかなというふうに思います。

次の実施計画のほうは、これは基本的に県が基本計画に基づいてどう行っていくかという、県の中での具体的な方策を示したもので、審議会が決定する、あるいはやめてもらうという話ではないと思います。ですが、延長線ですので、ここでご意見をいただいて、取り入れていただける分については県のほうでも取り入れて、よりよい実行計画として進めていただくという位置づけで説明をいただいてご意見を出していただければというふうに思います。そういうことでよろしいでしょうか。

○齋藤徳美委員長　では、次の復興実施計画（案）についてということで説明をお願いしたいと思います。

○大平総括課長　それでは、実施計画についてご説明いたします。資料５－１と５－２で

ご説明いたします。

まず概要、資料５－１、復興実施計画（案）の概要でありますが、一番上の実施計画の概要のところは、実施計画の１ページからのところを抜粋したものであります。それについてご説明いたします。実施計画は、基本計画に掲げた目指す姿の実現に向けて、施策や事業、工程表を具体的に示したものであります。

復興基本計画の第１期実施計画として作成するもので、対象期間は本年度から 25 年度までの３カ年であります。

基本計画に示した 10 分野の取組ごとに県が実施を予定している事業等を取りまとめたものであります。「等」については後ご説明いたします。

第１期は、基盤復興期間として位置づけており、復興の土台となる事業や第２期につながる事業を掲載しております。当該事業は、現時点での想定した事業でありますし、必要に応じて所要の見直しを行うということで、事業の主な内容は、安全の確保が 72 事業、以下防災のまちづくりから、その中では災害廃棄物緊急処理支援事業、多重防災型まちづくり推進事業、三陸鉄道復旧整備事業等々であります。

次のページ、２ページ、「暮らし」の再建は 155 事業で、生活・雇用で被災者台帳システム、災害復興住宅あるいは保健・医療・福祉の分野では、被災地医療確保対策事業、教育・文化では、いわて子どものこころサポート事業等々であります。

３ページの地域コミュニティにつきましては、新しい公共による地域コミュニティ支援事業、被災市町村行政機能回復支援事業。「なりわい」の再生では、水産業等で共同利用漁船等復旧支援対策事業などであります。そのほか商工業では、復興支援ファンド、観光はいわてデスティネーションキャンペーン推進事業とありまして、実施計画に盛り込んでおります事業については、資料５－２をごらんいただきたいと思います。その中で、資料の見方も含めてご説明いたしますので、恐縮でありますが、座らせていただきます。

６ページでございます。施策体系、10 分野ということで、先ほど申しました 10 の分野ごとの取組、防災のまちづくり交通ネットワーク以下であります。ということで、分野が一番左にいきまして、取組項目、これは基本計画で掲げている中項目の取組項目であります。構成事業が 441 事業、再掲含みで 441 事業ございます。それの中の見方でありますが、災害廃棄物緊急処理支援事業ということで、星印がついてございます。この星印がついているものは、53 ページ以下の主要な事業に掲げているものであります。したがいまして、この中では次の多重防災型まちづくり、警察官緊急増員事業などを主要な事業として掲載しているものであります。なお、その下のほうにまいりまして、構成事業のところで（仮称）というのがついているのが幾つかございます。これらは、事業名がまだ決まっていないものなどでありまして、（仮称）というもので放射性物質総合対策事業、（仮称）新県立高田高校整備事業などなどであります。

以下続きまして、これが安全の確保では交通のネットワークにぶら下がるもの、次の７ページでは「暮らし」の再建、生活雇用、保健・医療・福祉、教育・文化、地域コミュニティ、市町村行政機能。「なりわい」の再生については水産業・農林業以下続きます。これらが施策体系でありまして、構成事業の概要と実施年度が 13 ページ以下であります。特に 14 ページからが具体的な事業概要であります。これらが今回の実施計画の具体の事業すべてになります。

構成事業の概要と実施年度、14ページのところ、先ほどの安全の確保、３つの原則以下分野ごとに続きまして、事業名といたしまして災害廃棄物緊急処理支援事業というところの箱の下のところに三角黒矢印でＰ55とついてございます。これらは、主要な事業として55ページにその具体的な内容を掲げているというものであります。

事業主体のところで、県、市町村とありますが、これは県が直接行う事業のほかに補助事業あるいは具体的に支援を行うものを含んでおります。したがいまして、産業廃棄物は県や市町村が行うもの、県が委託を受けて行うということで、この場合は事業主体は県と市町村になるものであります。事業概要の欄については、どのような事業を行うかということで、災害廃棄物処理法の規定により云々がありまして、12市町村の当該事務を県が代行して実施するということが書いております。具体的な量がわかるもの、ボリュームがわかるものについては、このように発生推計量を580万トン、県代行が380万トンというふうにできるだけ記載しております。なお、事業費や箇所づけが明確でないもの、あるいは事業費がまだ国に対して要望している段階のもの、あるいは具体的に固まっていないもの、国の予算が３次補正あるいは24年度予算がどうなるかわからないものもありますので、事業費については、個々の事業については記載してございません。全体の事業費についても現在算定中ということで、具体的にはこちらには記載してございません。実施年度は、先ほどの基本計画にもありますように矢印で何年から何年ということで記載しております。多重防災型まちづくり推進事業につきましては、56ページにありますというふうに書いております。それから、震災想定マップが12市町村以下53地区という計画をつくるということになります。

３つ目でありますけれども、３つ目の地域経営のところで26年以降に矢印が伸びているところがあります。これは26年以降にわたってこの実施計画の期間を超えて継続するものであるという意味であります。以下、詳細な説明は省略いたしますが、主な事業だけ説明いたします。

15ページの放射性物質総合対策事業、これについて矢印が26年度以降まで伸びておりまして、先ほどの基本計画との整合性がとれておりませんので、これらについては修正させていただきます。短くなる方向で、今各部局と調整中でありまして、この矢印については修正いたすことといたします。ただ、現実問題といたしまして、放射性物質については、収束する場合は短くなりますが、まだはっきりわからないものでありますので、この矢印をどこまでどうするかというのは検討をさらに行いたいと思います。

次に、その２つ下に学校施設災害復旧事業のところで、22年度のところにも矢印が入っているものは、発災直後から復旧事業を行っているものについて、一部22年度から着手しているものがあるという意味であります。

次に、16ページのところの下から２つ目のところで多重防災型まちづくりというのが幾つか続きます。これは、親事業が多重防災型まちづくり推進事業でありまして、子事業といたしまして津波水門等電動・遠隔化、その次のまちづくり連携道路整備等々が続くということで、同じ事業名で子事業が違うものもこのように記載しているものであります。

以下個々の事業の読み上げは省略いたします。それぞれの事業で各分野に記載しております。

主要な事業につきまして53ページから記載しておりまして、54ページに目次がついて

おります、43 事業を掲げております。先ほどから申しております災害廃棄物の事業については 55 ページに書いておりまして、県が代行して実施するという事業概要、実施期間が 23 年度から 25 年度で、イメージ図といたしましては仮設焼却炉が幾つか置かれて、太平洋セメントで処理を行う、あるいはクリーンセンターで処理を行うというふうなイメージを書いているものであります。

56 ページが多重防災型まちづくり推進事業のものでありまして、これについては海岸保全施設、まちづくり、ソフト対策という子事業の部分に係る部分の総まとめといたしまして、この事業を掲げております。海岸保全施設については、先ほどの津波水門の連動化などなどであります。これのイメージ図が右の 57 ページとなっております。

次に、59 ページが三陸鉄道復旧整備事業でありまして、事業主体については国、県、市町村となりますが、整備主体は三陸鉄道が行うということで 314 カ所の被害箇所があり、３年間で復旧を目指すというようなことであります。

次が 61 ページの広域防災拠点整備事業でありますけれども、これについては実施の時期について、第１期実施計画期間の 24 年度から 26 年度に整備構想を行い、その後に中期的な取組となって、基本設計、建設などが行われるという考え方を示したものであります。

62 ページが先ほどから話題になっております再生可能エネルギーの事業でありまして、これらについては基金という部分が、事業概要の中で再生可能エネルギー導入促進基金（仮称）を造成するということでありまして、このような基金という構想もあるということになります。

以下 64 ページが三陸復興道路整備事業ということで、先ほどの基本計画では具体的な箇所が復興道路の部分だけでありましたけれども、そのほかに事業概要の（２）の復興支援道路といたしまして、内陸部から沿岸各都市にアクセスする道路などなどのもので 395 号線以下を書いているものでございます。（３）の復興関連道路といたしましては、地域内の防災拠点や医療あるいは水産業等を支援する道路について、個々の路線名まで固有名詞を出しているものであります。

さらに、66 ページには被災者台帳システムということで、個々の被災者の生活支援を行うと、取りこぼしのないように行うということで被災者台帳支援システムについて整備することとしているものであります。

以下、主要な事業の中の、補助率が決まっていない書き方の例でありますが、82 ページ、83 ページをご覧いただきたいと思います。共同利用漁船等復旧支援対策事業が 82 ページでありまして、83 ページが水産業経営基盤復旧支援事業であります。26 番の 82 ページについては、国の負担が９分の３ということで、県が９分の７、事業概要のところに書いております。

一方で同様の補助率でありますけれども、83 ページの部分は国の負担がまだ明確になっていないということもありまして、想定の補助率ということで記載しているものであります。同様のものが 85 ページも同じであります。

最後になりますが、最後に復興支援ファンド設立支援事業が 95 ページとなります。これが現在検討中のいわゆる二重債務解消のファンドの考え方であります。事業主体は国、中小企業基盤整備機構が行いまして、それに県、地元、金融機関等がファンドに出資するということでございます。それで、不良債権部分について買い取りを行い、凍結させて、

再建を支援していくということになります。

以上、主な取組についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○齋藤徳美委員長　ありがとうございます。何日か前にお送りいただきましたので、一応目を通していただいたかと思います。基本的に県が実施していくものではありますが、よりいい方向での実施のためにご意見いただければと思います。

南委員。

○南正昭委員　幾つかあるのですけれども、まず１つずつですが、この中に「暮らし」の再建という視点からですけれども、この委員会で非常に重要なところだと思うのですけれども、各被災者が今どんな状態にあって、どんな要望があって、健康状態にしろ、経済的な状態にしろ、仮設の住環境の問題にしろ、いろいろあると思うのですが、そういう状況をとらえておくことというのは非常に大事なことだと思われます、長期的にですね。ただ、そのために幾らかの仕組みを用意していただいているようなのですが、例えば心のケアをしましょうとか、被災者カルテを作ろうですとか、以前に新聞報道で保健師さんが回って情報を集めて、ヒアリングしている情報を県のほうで一元化していこうとか、そういうことがさまざまな形で取り組まれているのだと思うのですが、それを個別の事業に分けてしまうと情報の共有というのが難しくなりそうな気もするのですが、そのあたりできればトータルで進めていく仕組みというのが欲しいと思うのですけれども、今現状組まれているかどうかは別として、そういうことのお考えというのはいかがかと思って質問させていただきます。

○齋藤徳美委員長　はい。

○廣田復興局副局長　ただいまのご質問、ご指摘、十分に我々も認識してございます。66ページの被災者台帳システム、これらは被災された方々一人一人が生活状況、健康状況、どうなのかをきちっと把握した上で、そして総合的なフォローしていきましょうということですので、ただ例えば67ページに今度は相談窓口の絵を描いてございますけれども、保健医療は保健医療、あるいはハローワークはハローワーク、福祉は福祉というふうなことで、どうしても縦割りのケアをしていくということを課題として認識してございます。ですから、データの共有、それから相談の情報共有、そしてそれらをさらに総合的に推進していくための関係団体との連携組織、こういったものも今検討しておりますので、福祉、医療、警察、ハローワーク、市町村、そして県というふうなことで、可能な限り関係機関が情報共有することをこれから進めてまいりたいと思います。

○齋藤徳美委員長　いかがでしょうか。

○南正昭委員　ぜひそこのところは進めてほしくて、集める必要が出てくると思いますし、それこそ県のやるべきとても重要な課題だと思います。個人情報に関わるものですから、市町村主体でもありますし、今お話しあった警察さんだとか、いわゆる公として責任を持てるところでやっていかなければいけない課題かと思いますので、ぜひ縦割りの弊害というのが出てこないように、基本的には各被災者個人個人がどういう状況にあるかということを押さえておくこと、それが県民としてのデータとして押さえておくということが大切なことだと思いますので、ぜひその方向で進めてほしいと思います。

○齋藤徳美委員長　ありがとうございます。

はい、平山先生。

○平山健一委員　大変よくまとまっているとは思いますが、やはりこの中でメリハリがあるはずなのだと思います。ですからそのあたりは県に任せて、県民が後で評価すればいいわけですけれども、重々メリハリをきかせて、優先すべきものは力を入れて卒なく最後までやり抜くというようなことをトライしていただきたいと思います。

それから、事業主体が書かれておりますが、県がひとくさりに書かれているというか、ちょっと多いような感じがして、もう少し関係機関との連携を密にするような書き方も大切、参加意識を強めるという意味で大切なのだというふうなことを感じました。

それから、ここに書かれていないことですが、先ほど来出ております県民あるいは県行政の非常時の意識がどこまで強いかというところが非常に気になりまして、そこは先ほどの県版特区の話ではないのですが、重々留意していただきたいというふうに思います。例えばがれきの問題にしても第１次補正で予算はついているわけですね。どうして仮置き場から第２次処理に進まないのか、どうしてなのかわからない、縦割りのせいなのか、国と自治体が綱引きしているせいなのかわからない。これは、やっぱり予算がついて、お金がついても進まないというのは、何かどこかにおかしなところがあるはずで、そういうところはやはり乗り越えなければいけないのではないでしょうか。それとか、私のところにもさまざまな提案がございます、プランがございます。そういうものは多分県の復興局なりにたくさん入っているはずなのですが、それに対する反応がない。ないというか、どういうふうに取り入れられて、動きがあったか。今日は日報に大船渡の漁協の話でしたか、マイクロバブルで水質浄化とカキの養殖、ああいうのは漁協なんかはすぐそういうものを取り入れているのですが、いろんな業者さんあるいは団体から県にこういう提案をしたのだけれども、それがどういうふうになったか返事が来ない。そういう話がたくさんあって、やはりこれも縦割りのせいなのかどうなのか、そのあたりがここに書かれておりませんけれども、非常に実際に進める上で大切な点だと思いますので、重々留意してやっていただきたいなと思います。

○齋藤徳美委員長　きついといえばきつい、でも課題になっているポイントのご指摘だったと思うのですが、何かお答えありませんか。

平井副局長でも結構です、平井さん。

○平井復興局副局長　事業主体が県だけが多いという点については、現制度を基準に書いているということでございまして、これは国を主体にやってほしいという要望をしている中で、この書き方としてはそうなっているということでございます。うちとしてはもう少し国が主体でということがあろうかと思います。

それから、県民の意識の問題につきましては、復興総合教育というような重点事業を実施しておりまして、そういうところでも配慮していきたいと思いますし、それから防災文化の継承ということをまちづくりのほうにも書いておりますので、そういうハードづくりだけではない土木の分野でも配慮していきたいというふうに考えております。

それから、提案について返事が来ないということについては、そういう感想を持たれる方もいらっしゃるかと思います。非常に数が多いですし、分野が多岐にわたっておりますので、これはなかなか物理的にも困難であるということはあるのですけれども、やはりその中には光るものもあるというふうに認識しておりまして、内部的なことで恐縮なのですけれども、やはりそういうことは分野ごとに整理をして、各部局にちゃんと吟味をしても

らうような体制は整えたいというふうに考えております。それは復興局の仕事としてやりたいというふうに考えてございます。

あとがれきのことはどなたか答えていただければと。

○齋藤徳美委員長　はい、お願いします。

○伊勢課長　がれきの撤去、がれきの処理が進捗しないということでございますけれども、これは先ほどの縦割りとかそういった問題というよりは、まず当面７月末をめどとしていますけれども、生活環境に支障のあるがれきの撤去を最優先させるということを進めたわけでございます。この後、それの処理というものに入っていくわけですが、現在の処理能力からいいますと可燃物につきましては、沿岸の焼却能力だけでは足らない。そのために仮設焼却炉を建てて、それで処理も進めていかなければならない。なお、それでも足りませんので、内陸の焼却炉あるいは県外の自治体の応援をいただいて、広域処理といったようなことを考えているわけでございますが、それの計画立案に時間がかかってございまして、本格的な処理の時期は秋以降ということになっているところでございます。

○齋藤徳美委員長　はい、千葉部長さん。

○千葉政策地域部長　　政策地域部の千葉でございますが、１点だけ私のほうからお答えしたいと思っていますが、特に非常時のあり方の話で、通常時の法制度、法の運用の話と、やはり非常時における法の運用の話について、これについては今回の震災対策、震災対応について、やっぱりいろいろと議論すべき課題があると思っております。その関係で私ども行政のほうの先生方と東京でもいろいろと意見交換をしておりまして、通常時の法の運用のスイッチと、非常時になったときのスイッチをどうやって切り替えるか、切り替えるためにはそのときの責任者の判断というのもあるわけですが、ただ仕組みとしてそういうふうな仕組みもつくらなければならないのではないかということで、それについては今内部で検討しているところでございます。

○齋藤徳美委員長　平山先生、再反論があってもよろしいかと思いますが。

○平山健一委員　一生懸命やっているのはわかりますが、現場では非常に難儀をしているわけです。検討に時間がかかるとか、準備に時間がかかるというのは余り理由には私はならないのではないかと。やはり本当にその人の気持ちに立った対応というのがあるべきだなと、そこがどういうふうに皆さんお感じになっているかわかりませんけれども、そういう反応がなかなか進まないのか、もう少し早くやってくれという意見になっているのかなというふうに私は感じておりました。

もちろん国が進まないということもありますし、県の縦割りとか、県と国の関係とか、あるいは住民自体がなかなか動かないとか、いろいろな原因はあるとは思うのですが、今は国に余り言ってもどういう答えが返ってくるか、どこに言ったら良いのかすらわからないような状況ですから、県がいかに危機意識を高めて県民を指導し、復興を進めていくか、それしか私はないのだと思うので、そこを更に更に気持ちを引き締めてやっていただきたいなというのが私の意見の趣旨でございます。

○齋藤徳美委員長　つい委員長も言いたくなってしまいまして、言わせてください。その後で、できれば部長から思いのたけを。

私は国が一番の問題だと思います。基本的にまちづくりやったって、浸水地どうしてくれるのです、何も決まっていませんよね。地域に行くと市町村がいろんな計画つくってい

る、元集落ごとに住民の人たちが高台のほうに行こうと。だけれども、このうちどうするのですと。さっきもありましたけれども、それでは早く、仮でもいいからバラックをつくらせてくれということだって考えなければならないぐらい先の見通しが全くない。

「なりわい」ということに私はこだわりましたけれども、船一隻買うのに国が何とかしてくれるのか、あるいは１次補正か何かで農水省やっている、買ってくれるというのはその流れなのかもしれませんが、もっと大きな方針として、そういうものについては国が、こんな国会だから法律一つつくるにもなかなかうまくいかない。だけれども、方針はこれでやるというようなことが出てこないと多分現場はにっちもさっちも進まないというのが正直な状態だと思うのです、もう先へ動かぬでしょうと。

そういう閉塞感の中で県が間に挟まって一生懸命頑張っているのは私はよくわかりますし、昨日も知事さんがようやくできたこの実施計画で持って各大臣なり回ってこの実施計画進めるために何とかしてくれという動きを一生懸命やっているのだと思います。ですが、多分住民の人からすると県は計画をつくっている。では、我々もよそに、盛岡に行ってただ机上の空論やっているのではないかと言われそうな厳しい状況に今なりつつあるという気がして、それについてはまさに超法規的、総理大臣がこれで行け、動けと言えば、それは動かせる範疇は私はあると思うし、県がこうやって動かせばやっていけるわけで、法律違反はよくないですが、やってはいかんと書いていないものについては幾らでもあろうなと。それがもう少しこの計画ができたという、実施計画ができたと同時に進めていかないと本当に地域の人の信頼だとか、あるいは自治体の信頼が心配だなという気が私も感じております。そんなお立場での平山先生のお話しだというふうに私も受けとめておりますが、廣田副局長から盛大に反論なり、やっているぞというのを出していただければありがたいと思います。

○廣田副局長　スピード感のお話しかと思います。その前に、先ほどのさまざまな提案の対応につきましては、私たちも非常にそれにかなり忙殺されている部分がございまして、見極めをしなければならないのです。それで、一応できるだけそれなりのものについてはお話しを聞いた上で割り振りしているのですけれども、ただ単なるビジネスの方もいらっしゃいますので、それらははっきり言ってお話しを聞くだけ。あとはこういった形で、地域で対応することもありますし、せいぜいアドバイスするのが精いっぱいですけれども、有用な可能性のあるプロジェクトについてはしっかり対応しなければならないなということで、タイミングを逸するとせっかくのお話しを逃してしまうというようなことになろうかと思います。

そういう意味で、未来づくり機構のほうで目利きの部会も作っていただいたようですので、それなりのものについてはしかるべき第三者の方々も入ったところで交通整理をしてもらうような流れが少しずつできてきているのかなと思います。

スピード感の問題ですけれども、発災４カ月以上経ちまして、今までの対応と、今度はちょっと違った質のスピード感の対応が必要なのかなと思っています。どちらかというと２カ月目、３カ月目、特に１カ月目、２カ月目はもう目の前のことに忙殺されて、そういう意味で至らない部分も結構あったかと思いますけれども、それはそれとしてしっかりと反省をしながら、これからは質の違った意味でのスピードある対応していかなければならないと思っていました。ただ、物によっては県で対応できるものもあるし、やはり国でや

らなければならないというか、国でしかできないものもありますので、その辺最終的にどうなるのかというのも見極めながら対応していかなければなりませんけれども、特に心がけなければならないものは、やっぱり情報の共有ではないかなと思っているのです。よく現場のほうから様々なご意見、ご提案、ご要望いただくわけですけれども、ちょっとこれ時間かかりそうだよとか、あるいはこういうふうな状況になっているというのをできるだけ早く一気にレスポンスしていくということによって、その進行状況を中間でもどんどん共有していくということによって大分違ってくるのかなというふうなことで、その辺これからは心がけていきたいと思いますし、もちろんこれも機を逸すれば、特に水産業の場合には翌年の漁獲に響いていくというようなものについては、これはもう何としても国が予算をつけなくても県で手当てしなければならないというものについては、６月の補正でもどんどんつけていますので、その辺を見極めながら、情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えております。

○齋藤徳美委員長　平山先生、いかがでしょうか。

○平山健一委員　未来づくり機構を活用するというのは非常に良いと思います。やはり行政だけでなく、あそこは経済界とか、いろんな方がおりますので、そういう目で全体的に復興を担っていくと、その中で良い提案は取り入れていくということは非常に私にとってもありがたい話ですし、良い方向に進んでいるというふうに思いますが、今のお話しありがとうございます。

○齋藤徳美委員長　谷藤委員さん。

○谷藤邦基委員　意見というほどのものでなくて、質問したいと思っていたのですが、その前に今のことに関連して一言だけ。

復興がいつから始まるかということについて、私はある意味メルクマールと思っていることが２つあって、１つは避難所暮らしが解消すること、それからもう一つはがれきの撤去が終わること。処理は、時間がかかってもしようがないと思うのですが、最低限撤去が終わらないと何も始まらないと思っていまして、その２つが終わってようやく復興のスタートラインなのだと思っています。そういう意味では、ぜひその辺意を用いて早急に整備いただきたいと思っております。これについてはご回答は必要ございません。できることはやっていらっしゃるということはよくわかっておりますので。

それで、質問したいと思っていたことは、実施計画においてもいろんな事業あるわけですけれども、実施期間の設定についての考え方ですね、それがもしあるのであればご説明いただきたい。なぜそういう質問するかというと、ハード的な事業であれば、これは技術的に期間が決まってくるのだろうと思うのですが、ソフト的な事業については一律にパッというふうにはいかないところもあるのだろうと思うのです。特にそういう質問をしようと思った背景は、67 ページの総合的被災者相談支援事業というのがあるのですが、この実施期間が 23 年度から 27 年度となっているわけです。これがもし 28 年度であれば第２期の期間の終了年度ですから余り違和感は感じなかったと思うのですが、１年短いわけです。なぜここで終わっているのかなというのが素朴な疑問です。ですから、その辺はソフト的な事業について期間設定についての考え方があるのであればご説明いただきたいということです。

○齋藤徳美委員長　いかがでしょうか。

お願いします。

○鈴木復興局生活再建課総括課長　復興局生活再建課の鈴木でございます。まず、総合的被災者相談支援事業の関係でございますけれども、当面の実施期間ということで27年度までということで書かせていただいたものでございます。被災者の皆様方の生活ステージが、今お話しございましたとおり避難所から応急仮設、その後恒久住宅ということで移ってまいります。その時々によりまして、さまざまなその点のニーズが変わってまいります。それに応じてきめ細かに対応していかなければならないということでございまして、当面ということで27年度ということでさせていただいているものでございまして、復興の状況、被災者の皆さんの状況によりましては、さらに被災者の皆さんに寄り添った形での支援を続けてまいりたいと考えているところでございます。

○齋藤徳美委員長　よろしいでしょうか、どうぞ。

○谷藤邦基委員　実施期間については、一応のめどであって柔軟に対応するものであるという理解でよろしいわけですか。そういうことであればわかりました。結構です。

○齋藤徳美委員長　ほか、豊島先生どうぞ。

○豊島正幸委員　その次の68ページ、災害復興公営住宅等整備事業に関連してお伺いいたします。

先ほど仮設店舗、仮設工場など復興に向けて早く設置してという平山委員、広田委員のご意見がありましたが、全く私もそう思う中で、この復興公営住宅についても本当に早く進んでいけばいいなと思っております。一番ネックになっているのが用地確保だと聞いております。さらに、水道を引いたりということについては市町村の裁量にゆだねられているところがある。それで、県は安全で良質な公営住宅を整備するのだと、まずはお金は用意したというスタンスだと思いますが、そこで県がやれることというのはないのだろうかということなのです。すべて特区、特区で延ばさないで、その手前、特区が設置される手前側でも今の段階で県が手を差し伸べて推進していくような部分はないのでしょうか、そこをお聞かせ願います、用地確保の点です。

○齋藤徳美委員長　はい、お願いいたします。

○及川企画課長　県土整備企画室ですけれども、仮設住宅については８月の前半というか、中旬をめどに一定のめどがついておりますけれども、その次の恒久住宅の確保ということでの災害復興公営住宅の建設につきましても、現在６月補正予算を具体的に、いわゆる建設場所、用地の選定とか、そういったところの予算を確保して今現在進めているところです。先生ご指摘のとおり、被災地域においては仮設住宅の用地選定ですらかなり困難を極めています。これから仮設住宅が、今設置しているのと並行的に、いわゆる恒久住宅としての災害公営住宅の適地を探していくということになると、これもまたかなり厳しい条件の中で選定していかなければいけない状況であると認識しております。今具体的にどのようなところを中心にねらっているかという話はあれですけれども、例えば学校とか統廃合されて、県で使われていない公有地とか、そういったところのいわゆる解体も含めて、そういったところに建て替えができないかどうかというあたりを中心に現在検討しているという状況です。

以上です。

○齋藤徳美委員長　よろしいですか。

はい。

○平井副局長　復興公営住宅の件は、質問のご趣旨は用地とか水道がなければ建てないとか、市町村に投げない、投げて決めてもらえばつくるとか、そういう受け身の立場ではなく、県として良いものをつくるように、あるいは用地とか、そういうインフラ面を整えるようにいうご趣旨かと思います。それは、そういうふうにやっていきたいと考えております。これは、仮設住宅もそのように用地の確保から県の振興局が入って市町村と協力しながらやったのですけれども、これは同じ精神かと思います。ただ、仮設住宅と違うところは、やはり早ければいいというものではなくて、まちづくりとの兼ね合い、やりとりの中で位置選定もしなければいけないということもありますし、学業とか、それから医療とかの環境もやはり恒常的に使うものですので、良いものが求められますので、やはり速度ということについてのスタンスはそういう違いがあるのかなというふうには思っております。

○齋藤徳美委員長　という趣旨のお答えがありましたので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

緒方先生、何かありましたらどうぞ。

○緒方武比古委員　農林水産関係のところでありますけれども、いずれの事業も大事で、必要性の高い重要な問題ですので、ぜひ進めていただきたいと思います。

それで、私の質問というか、お願いなのですけれども、基本計画のほうで水産に関しては、いわゆる漁港を中核として水産、獲るほうですね、それから加工、あるいは販売も含めた一体的な復旧、復興を目指す考え方が非常に重要だと思います。ただこの表のように、個々の事業並べるとなかなかそういうところが見えてきにくいように思うのです。いわゆるハード面でどのように復興等、市場を配置していくかとか、それからそれぞれの関わり、意識をどうしていくかとか、システムをどうしていくか、あるいは流通を効率化していくにはどうしたらいいのかをトータルに構想していくことが重要と思うのです。ですから、当然その辺は考えられていると思いますけれども、そういった一体的な復興過程というのを示しながら、個々の事業を着実に進めていただくようお願いいたします。

○齋藤徳美委員長　はい、お願いします。

○伊藤復興局産業再生課総括課長　復興局産業再生課の伊藤でございます。基本計画にも書いてあるとおり、生産から流通、加工まで一体的に整備していかないと魚が回って行かないというのはそのとおりでございますし、先生のご意見のとおり事業を組み立てているつもりでございます。

35 ページから漁港の部分も含めますと、水産業関係は 38 ページまでいろんな事業を並べていまして、これ一つ一つ見るとどれが何かなと思うのだと思うのですけれども、まず簡単に言いますと一体的な整備をできる事業をすべて措置しているということで思っていらっしゃって結構だと思います。例えば一番最初の 35 ページの一番上、共同利用漁船等復旧支援対策事業、これは漁船、それから定置網を整備する事業でございまして、そういう生産の施設の整備から加工場の整備の事業までここにまず網羅されていると思っておりますし、実際にもう事業が進んでございます。どんどん、どんどん進めて整備をしていきたいなと思っておりました。

○齋藤徳美委員長　平山先生。

○平山健一委員　今のことについて関連して、多分緒方先生おっしゃるのは現場から基礎

的な研究までそういう面でも幅広くというニュアンスを酌んでおられるのかなというふうに私は受けとめましたのですが、そうすると 47 ページの一番下の事業も「水産」という部分入っていまして、そういうところから、これは県だけでやりますとなっていますが、こういうところに例えば大学というのを事業に入れていただければもう少しいろんな関係機関が連携して水産業全体を盛り上げていくというふうな進め方になると思うのですが、私はそういう書き方のほうがよろしいかなというふうに思います。

○齋藤徳美委員長　お願いします。

○伊藤総括課長　試験研究機関に関しましても大学あるいは県でも水産技術センター等ございまして、県の場合は海洋の研究に関しまして、海洋研究のコンソーシアムというものを設置しまして、県内の関係の大学、それから試験研究機関、ここらでいつもどのような形で協力していくかというようなものも協議させていただいております。これ現在も続いてございますので、こういうところの意見をいただいたり、あるいは県関係でも試験研究機関の集まる機会等ございますので、このような中でどのように復興していったらいいかというようなものも議論されてございますので、まずそういう意見等も聞きながら、水産業の復興を進めてまいりたいと思っております。

○齋藤徳美委員長　かみ砕いて言うと、ここも研究機関、北里さんとか、それから東京海洋大含めて文科省のほうにそれなりにコンソーシアムとして大学が研究施設整備というのを具体的に進めているようです。そういうところで、県との復興計画との整合性みたいなものがやっぱり多分財源云々というときにはかなり影響がありそうだという話をちょっと耳にしました。ですから、多分このあたりの事業のところに地域の大学等と連携して進めるというふうなものが入っていると、事業として見ると大学も、県の研究機関も、あるいは民間も入って、これ復興促進事業でしょうけれども、やっていけるという形のつじつまが合っていいのかなという気もいたしますという情報もあるということで、これは県がつくるものでありますので、何かそういう配慮をいただけるならばということをちょっと私からも申し上げておきたいと思います。

はい、どうぞ。

○飛鳥川商工労働観光部商工企画室企画課長　商工労働観光部、飛鳥川でございます。今先生のほうからご指摘いただきました、特にも今後の芽出しとするプロジェクトの中で、こういった海洋の部分、そして防災拠点、これらにつきまして大学、そして研究機関さんとのコンソーシアムを実効性の高いものとしていくことが非常に重要と考えておりますので、この実施計画の中にもそういった配慮を盛り込むようにしていきたいと思っております。

○齋藤徳美委員長　よろしくお願いいたしたいと思います。具体的なものをありがとうございます。私も何かあちこちから言われたところが一つありまして、安全なところで災害文化の継承というところ、特に子供たちに対する教育といったものが非常に防災上重要だと。先ほどもお話ししましたけれども、百数十年の津波に耐えるといっても、これはハードだけではなく、各状況に応じて、最終的には避難ということも組み合わせた上でという、そういう安全の守り方が基本になっているわけです。そうしますと、各学校の教育というところが掲げてあるのですが、さっき言った山下さんが延々とまくし立てられていたのは、何でこれだけの災害のところに津波アーカイブ、記念館、資料館みたいなものがないのか

と。メモリアルパークの具体的な計画が今回のナンバー８のところにメモリアル公園等整備事業というのが大きく掲げられておりますが、絵を見るとただ森林公園で集まるような代物でしかないので、多分これはイメージしているものが違うのだと思いますが、基本計画のほうにはアーカイブセンターとか、体験館とか、それから津波遺構、つまり私のイメージは原爆記念館の象徴一つあることによって、我々は生涯忘れないという、そういう大きな前例もあります。ですので、このナンバー８のメモリアル公園等整備事業ではアーカイブセンター、つまり津波伝承館、資料館、それから津波遺構といったものを含めてこういう公園をつくるというふうに具体化していただければありがたいなというふうに思います。全国で七、八十人の津波遺構の保全を求めるという結構著名な人たちがネットで随分いろいろ情報交換している、動いているのは多分県さんのほうにも入っているかと思いますが、せっかくのメモリアル公園というものがここにあるとすれば、ここにぜひ、何をだということはこれからの話にしても大事なことで、私は内陸にしろ、沿岸にしろ、子供たちにはある時間には総合教育でこのメモリアル公園に行って津波の勉強をし、どう避難するか、どんな犠牲になった、そういうことをちゃんと小さいうちから学ぶような、そういうようなものというのは岩手県の中にはぜひ必要なのだろうと。

基本計画に入っていって、この実施計画の中身、具体性抜けておりましたので、入れていただければありがたいなと、細かい点ですが、思った次第であります。

はい、どうぞ。

○及川企画課長　委員長からのお話しで、基本計画の 72 ページのプロジェクトの中では、いわゆるアーカイブセンター、防災拠点としてのメモリアル公園、それからイベント等の開催とか、大学との連携等々、この具体的なプロジェクトを構成するとされるものの事業が具体的な実施計画の中で余り具体化されてないのではないかというお話しだったと思いますけれども、メモリアル公園整備事業につきましては、実施計画の中では、いわゆる防災拠点、それから今回の震災で深まった防災意識を防災文化に高めるということを含めて防災拠点としての機能とか、そういったアーカイブセンターの機能とか、そういったものを持たせる形で、メモリアル公園整備事業という形で形成していると。あと具体的な整備手法とか、そういったものについては今後検討していきます。

○齋藤徳美委員長　今後だと思います。何か名前がついていないと、ないというふうなことが、時々行政の計画にはあるので、すみません、念押しをしたところでありますので、心はそうであろうと思っております。

南先生、どうぞ。

○南正昭委員　全体的なお話しなのですけれども、今まで基本計画を学んできて、実施の話、事業化の話まで進んできていて、だんだん話が個別化していって複雑にどんどんなっていって、今まででさえ、新聞報道等で個別に情報を県民は得ているわけですけれども、どの程度、どの分野で何ができたのか、私もよくわからないような状態に、県民の皆さんも同じような状態にあると思うのですが、そのときにもう少し個別の事業は個別の事業で進めていくのだと思うのですが、もう少し大きなプロジェクト例というか、県民にこれやっているのだよと伝わりやすいようなグループ管理のもとに事業をマネジメントしていくような仕組みをぜひ作って、お考えかもしれませんが、政策体系で言うと取り組み項目のところのこのページに当たるかと思っているのですが、真ん中のところですね。これが非

常に県民にとってはわかりやすいキーワードに比較的なっているのではないかと思います。10 分野に分けていて、取組項目があって、構成事業。それで、そのように考えて事業をつくられているのだと思うのですけれども、個別のことというよりも取組項目のプロジェクトというフェーズの中でプロジェクトをマネジメントしていっているのだということが伝わるような、そういう進め方していっていただきたいなと、報道に流すときも何かそういうキーワードをもって流していくと、この分野でこんなことが進んだのだなということが掌握しやすくなっていくのではないかと、進んでいるなということが実感として見えるのではないかなというふうに思いますので、そういうところをちょっと配慮いただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○齋藤徳美委員長　はい。

○平井副局長　ご指摘ごもっともでございまして、今後実施計画の進行管理をしていく際には、資料化できることはしてまいりますし、それ以外にもわかりやすく、被災地に進捗状況がわかるような表現の仕方で進行管理をしていきたいというふうに考えてございます。

○齋藤徳美委員長　廣田副局長さん、どうぞ。

○廣田副局長　関連して、やはり特に生活再建につきましては、被災者の方々のこれからどうなっていくのか、いつまでこういう生活、いつになれば明るい見通しになるのだというのを逐次情報提供していくというのは大変大事かなと思っております。これから仮設に移られて、その後恒久住宅なり、あるいは自分の家を持たれるというスケジュールになっていくわけですけれども、そういう住まいのお話、それからあと仕事の話、あとは保健・医療・福祉の話と、これらができるだけ見えるような形で意識的に、積極的に我々も情報提供していきたいと考えております。

○齋藤徳美委員長　はい、どうぞ。

○南正昭委員　ぜひそのようにお願いしたいと思いますし、あと行政さんですから、行政責任として背負わなければならないという、お考えでお進めだろうと思うのですが、もう少し復興計画の中でも県民の総力という話が出ていますから、先ほど大学との連携の話も出ていましたけれども、各こういう取組項目の、例えばこういうプロジェクトのベースというものがマネジメントしていこうという形で取り組んでいくとしたら、そこの組織体制というものを行政さんはもちろん背負っていかなければならないのですけれども、いろんな関係する団体を入れるとか、技術屋だとか、経済屋さんだとか、そういうものを入れて、そのプロジェクトが進んでいる姿をこういう委員会下部と言ったらどうかだけれども、グループ化して、チーム化というか、そういう形でもいいかと思うのですが、もう少し県民の話に入っていって、この分野が進んでいくということが見えていって、県民と一緒に進めていくということにもう少し総力を入れていくような仕組みづくりというのもぜひ併せて考えていただけたらいいのではないかなと思うのです。例えばまちづくり分野について、非常に今議論が見えない状態だなと私は思うのですけれども、それは各市町村が進めていながら、そこに国や県がサポートに入っていて、中ではいろんな話をしながら進めているのだと思うのですけれども、それが見えてくる部分というのがわからなくて、だから中でいろんなことを話しているのだろうけれども、どういう状況かということが十分に伝わってこない。それは、そこそこの市町村ベースの話で考えればそれでいいのかもしれないのですけれども、岩手県として考えた場合は、全体としての、三陸としての復興というのを

プロジェクトとして個別に動かすときに、どこにどうやって動かしていこうかと考えていくときには、そういう取組を強化しなければならないと思うのです。例えばまちづくり分野に向けて技術者、地元の岩手県の技術者を総動員するようなことを仕組みとして、例えば作れれば、そこのサポート体制をプロジェクトに対して充てていくというような仕組みも考えられるでしょうし、経済分野あるいは水産業の分野、そういうところでもそういう仕組みづくりというのが県民総力で進めていく、各プロジェクトについてですね、そういうことをぜひ前向きに仕組みとして検討していってほしいなと思います。全部抱え込まれようとしないで、むしろ県民の力を引き出していくような仕組みをつくっていただきたいなと思います。

○齋藤徳美委員長　一番望ましい姿だと思いますし、私は個人的には未来づくり機構というのが日常からそういう形で各分野の人たちが汗を流してやる、そういうオール岩手の実行部隊だという位置づけでつくったという思いがあります。ですから、こういうときであれば本来いろいろ部会を持っているのですが、全部復興部会として商工会議所も、工業クラブも、農協も、漁協もみんな自分たちに何ができるか、一緒にやるぞという、そういう形で県の施策とタイアップしたり、県が単独でできないことをやっていくようなものとして機能してほしいなという形でやってきたところはあります。ただ、今こういう災害が起きてからオール岩手の取組をもう一遍構築しようという話は今手いっぱいのところで大変きついことだなというふうに私も思っております。南先生のご意見はもっともだと思いますが、現実にどう対応するかというのは結構厳しいものがあろうかなと。

１つ私に聞かせてください。昨日も知事が国に要望に行っているのですが、まちづくりの今一番ネックというのは、さっきも言いましたけれども、浸水地、これ何とか国がしてもらわないと高台移転だとか、まちを作り直すなんて話はできないわけですよね。個人で負担しろという話は無理です。それは多分県が単独で決められるわけでもないし、では県が、言ってみれば個人資産に対して補償するような形で、県として単独でできるという話でもないのだろうと思います。国のほうの方針がそれなりにはっきりしてこない限り、さっき意見もあったように、作りたい人にはバラック建てさせろと、どこでやってもいいなどという妥協の線の代物であって、結局決められないで、これは市町村も苦渋の状態だろうし、住民の人もそうだろうし、間に挟まって県としてもこうしなさいとは言えない、皆さんの判断ですよとしか言えない。そのまま続いたら、何も先へ進まないのではないでしょうかねというのが非常に気がかりなもので、そういう要望は特区として知事が要請していると思うのですけれども、その辺の見通しというか、何か変わってくれる可能性はあるのでしょうか、いかがでしょうか。

はい、平井さんすみません。

○平井副局長　浸水地をまず使えなくなった土地があったとして、そこから移転していただくための制度というのは今でもあるわけですけれども、防災集団移転促進事業なのですが、それは現状では不十分だという認識を持っていまして、そのことは国交省に訴えていくということです。具体的には補助限度額であるとか、あるいは浸水した土地を買い上げる値段が低いとかということでございますけれども、そこは具体例をお示ししながら、ぜひともそういう事例にかなうような制度改正をしてほしいということを訴えております。国交省ではそれを受けとめてくれているとは思いますが、今現在財務省と内々でやってい

るのだと思います。なかなかいい感触は伝わってこないというとあれですけれども、こうするのだというようなことはまだちょっと得られていない状況でございます。

浸水地は一時国有化とか、買い取りとかという概念が新聞にも大きく報道されたわけですけれども、要は使えなくなった土地から負担なく移転していただいて、新しい土地でこれも負担を軽くすると、新しい家なりを創っていくなどというバランスの問題だと思うのです。高い値段で買い取ればいいというものではなくて、買い取りの価格と、それから新しい土地で生活の再建をしていくためのそのコストのバランスの問題という認識をしてございまして、買い取りという一側面だけではなくて、動いていくことによる生活の再建というトータルでバランスのとれた制度、しかも今よりもパフォーマンスがいいというか、潤沢にそのお金を支出できる制度というものを目指して、私どもなりの制度設計提案したりしてやったりしている最中でございます。いずれ３次補正までには形にしたいというようなことは国交省のほうからは言われていますし、それ目指して私どももできるだけ具体例を示しながら働きかけをしていきたいと考えております。

○齋藤徳美委員長　買い取りとか、具体的なそういう限定した代物ではなくて、極端に言えば移転するのに等価交換でもなんでもともかく、新しい土地買うという話はもうだれもできないよというところについてどう対応できるかと、それが半年たっても決まらない話であれば､もう住民としてみればどうにもならぬというところに行ってしまうと思います。それが私は非常時のときに超法規的なそういう対応を、例えば総理大臣が自分の判断で、こういう状態だから国会で法律つくり直すには時間かかると。ただ、基本的には等価で移るぐらいのそういうものはやると、だからその前提でまちづくり進めてくれというふうな話が出てこないと、何も一つも進まないのではないのかなと。県も間に挟まっていろんな要請されているところで、県の責任ばかりではないのですけれども、結果的にはそこネックになって、現場のほうはにっちもさっちもいかない。「暮らし」の再建も、それから「なりわい」だってどこでバラックの店開くこともできなければ、何もできない状態で、そんでいつまでも時間がたってしまうというのが非常にきついことだなと。

知事さんも一生懸命やってくださっているでしょうから、またそういうことの陳情についてもいずれ出てくるのでしょうが、ただずるずると行ってしまったら、幾ら計画ができても結局実効性がないというままで多くの事業が頓挫しそうな心配をまじめにしているということでございます。

はい。

○平井副局長　ちょっとお答えになるかわかりませんが、当面「なりわい」の再開をしたい人に対してどうするのかということについては、国交省のほうから先日土地利用調整のガイドラインというのが出まして、それは復興計画だとか、それに基づく土地利用計画ががっちりできる前であっても復興計画の前身のような復興方針の中にそういう｢なりわい｣の再生をする場所、立地促進区域と言っていますけれども、そういうものを設定すれば、例えば農地転用とか、それから開発許可を弾力的に運用してもよいというような指針が出ると思います。それは、大きく周知していくというか、がちっとした計画ができる前にもそういう対処をしようよという精神でございまして､その精神はよしとして､それに伴う、それを実効あらしめるために、それに伴う仮設の工場ですとか、店舗とかの制度を使いやすいようにしていかなければいけないと思っております。また、それを実質的に入れ込む

ことが後々のがっちりとした土地利用計画によって変更させられるのか、あるいは土地利用計画の執行の障害になるということがあってはならないわけでございまして、これは非常に運用が難しいことではありますけれども、そこはちょっと市町村にもそれを、その難しさわかっていただいて、できるだけ相談をしながらそういった措置の実行をしていきたいと考えてございます。

○齋藤徳美委員長　土地利用のいろんなそういう基本的な問題はあると思うけれども、私はそれ以上に複合的に安全を守る、二度と津波で死者出さないというのが計画の一番頭にあるときに海岸の 20 メートルの堤防はつくれないと言っているところにどんどんそういうものができていくということ事態も「はい、いいです」と言えるのかどうか。言えない以上は、何かの代替的なものはやりますよと。私は法律よりも、それはやっぱり国の方針としてこの計画の命守るというところについて、ベースにして何とかやるように考えますという話も出せるか出せないかという非常事態での政治判断だというふうに私は思っています。国交省だけがどうのこうの話では私はないと思うので、それこそ国の縦割りの問題であって、それはやっぱり内閣府なり、時の政府がこの災害についてどういう形で国策やっていくかということを打ち出してもらうということがないと、多分コメは農水省だ、道路は国交省だ、だけれども全体計画のことはどこでまとめていくかということは、何かそれがようわからん、総理大臣はいついなくなるかわからないみたいな話のままでやっていかれたら、本当に住民の人ゆるくないと思いますよ。その中で県がどこまで何ができるかということは大変お辛いと思うのですが、具体的にこういう計画を出していくとなると、そういうものにどう対応するかということは迫られてくる話だなと。すみません、率直に言って私なんか知っている沿岸の人から、「会長さん、土地どうしてくれるの」と、「ここに建てられない」、「だって、行く場所だってないっていうのに何が計画だ」という非常にストレートな話をなされる事例が最近多くなりました。という課題があるということでございます。

南先生、何か。

○南正昭委員　町の絵姿の話というのはわかりやすいから、そっちにちょっととらわれすぎな部分があるというか、お金、海岸防災施設の問題にしろ同じですけれども、絵姿にしろということなのですけれども、そこの中にあるものは、それこそ「生活の再建」であり、「なりわい」なのですけれども、そこのところをもう少し、これ一般事業の並びで基本方針の中でいろいろやること書いてあるのですけれども、三陸での「なりわい」の再生のあり方、生活の再建の姿についてもっと議論を深めたいのです。それが見えるようにしていきたいです。どういう居住の形態があって、そこに学校がどんなところへ、どんなふうにできていって医療施設、病院がどんな形で確保され、そういう姿が、生活の姿をもう少し議論深めて、それが見えてくるように持って行きたいなと。水産業、「なりわい」の再生も含めてですけれども、そっちをどんどん県としての姿を深めていくと、それが表に出てくるともう少し、ちょっとそちらのほうを今進めたい、今そういう段階に来たのではないかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○齋藤徳美委員長　すみません、委員長が余計なことばかり申し上げて、いつもだと言われそうですけれども、お許しください。

今日議論していて、これは県のほうで取り入れるべきとお考えになられるところは入れ

ていただいて、あすの親委員会、復興委員会のほうでまたご意見をちょうだいして、最終的に固まるということだと思います。意見交換すればもうたくさんあると思いますが、一言だけ言っておきたいということがありましたら何か。

一言お願いします。

○谷藤邦基委員　半分質問を兼ねてなのですが、95ページの復興支援ファンド設立支援事業ですが、これは最近いただいた資料では別の名前で（仮称）とついていました。それが（仮称）がとれたということは、これは事業として固まったのだろうというふうに私は理解しておりまして、要は民間企業の再建についての二重債務の解消というのは非常に大きな問題というか、入り口の問題なわけです。ここ突破しないと、これもまたスタートラインに立てない話なので、これが事業として固まってきたように見受けられるのは非常に喜ばしいことだと思っております。

かつ二重債務の問題、非常に大きな問題なのですが、これを県として具体的に国に要望したのは多分岩手県だけだと私認識しておりまして、非常に良い取組だと思っておりますので、ぜひこれモデルになるような形で進んでいただきたいと思います。

以上です。

○齋藤徳美委員長　はい、どうぞ。

○飛鳥川企画課長　ナンバー39の復興支援ファンドの部分でございますが、まず名称についてこれで固まったということではなくて、いずれ県民の方たちにわかりやすいという、そういったことで復興支援ファンド――当初から提案していたファンドということで、こういった名称にしております。

もう一つ、具体化という部分につきましては、国の２次補正を受けまして、まず相談窓口の体制拡充、そしてその後の買い取り債務の利子補給というような、いろいろなメニューが出てきている部分がございますので、近々これらについては進めていくというような流れになっております。

以上です。

○齋藤徳美委員長　よろしいですか。

それでは、議事のほうは終わりますが、そのほかに特に、全然別個の件でも結構ですが、何かご発言があれば。

○齋藤徳美委員長　では、委員長が一言だけ発言して終わりにしたいと思います。多分復興委員会として案を作るところは多分今日でとりあえず終わりという形になると思います。詰めのことについて、以降については事務局のほうからいろいろ何かなされるのかもしれませんが、せっかく作ったこういうものですので、一つはやはりどう実行されていくかというふうなことの進行状況を掌握し、意見交換するような、言ってみれば復興計画推進委員会みたいなものが以降機能してくれればいいなという思いが個人としてはいたしております。

大分前に総合計画についても推進委員会という形で進捗状況を順次意見交換しながら見て、次につなげるということをやってきた記憶があります。特に復興計画というと、県が主体的に頑張ってくださるということは信じておりますが、県民の方々からはその評価あるいは推進の仕方についてのいろいろサポートする、あるいはメリハリがわかることのためのそういう場というのがあったほうがいいのではないかということを思っております。

これは現在の復興委員会がそのままやるのか、それはいろいろあると思いますが、何か体制が欲しいなと。

それから、これは全く県さんとは別で個人的にちょっと思っていること、この復興計画前進はしていきますけれども、執行のトップの知事選挙が今度あるという形で、そういうところでせっかく決まっていたこの基本方針実施計画みたいなものが国のようにいろいろ意見の違いでトラブることがないように県民の一人として見るとうまく進行してくれればいいなということを思っておりました。

余計なことですが、自分の思いを述べさせていただいて、マイクをお返ししたいと思います。

○森計画課長　長時間のご議論ありがとうございました。

３　その他

○森計画課長　事務局からの連絡事項は特に用意してございません。次回以降の予定につきましては、今後調整しまして、ご相談、ご連絡別途申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

４　閉会

○森計画課長　それでは、本日の委員会はこれをもちまして閉会させていただきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。